

大阪市告示第175号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開園及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年2月4日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高橋 徹

1 臨時開園（供用日の変更）

種類及び名称		位置	供用日	供用時間
庭園	大阪城 西の丸庭園	大阪城公園内	令和8年3月23日(月) 同月30日(月) 同年4月6日(月)	午前9時00分から 午後9時00分まで

2 供用時間の変更

種類及び名称		位置	年 月 日	供用時間
庭園	大阪城 西の丸庭園	大阪城公園内	令和8年3月20日(金)から 同年4月12日(日)まで	午前9時00分から 午後9時00分まで

(建設局公園緑化部調整課)